

(令和4年4月1日～令和5年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

長崎県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
長崎市	×	×
佐世保市	○	×
島原市	○	×
諫早市	○	×
大村市	○	×
平戸市	○	○
松浦市	○	○
対馬市	×	○
壱岐市	○	○
五島市	×	○
西海市	○	○
雲仙市	○	×
南島原市	○	×
長与町	○	×
時津町	×	○
東彼杵町	○	○
川棚町	○	○
波佐見町	○	○
小値賀町	○	○
佐々町	○	×
新上五島町	○	×